

援助論における義務の問題

——消極的義務と積極的義務のはざま——

〈目次〉

- はじめに
 - 1 援助論における義務
 - 2 加害としての貧困
 - 3 消極的義務と積極的義務
 - 4 積極的義務のほうへ
 - 5 積極的義務の先行性
 - 6 基準線の理論的身分
 - 7 関与の積極的義務
- おわりに

馬 渕 浩 二

はじめに

ポツゲの『世界的貧困と人権』⁽¹⁾が登場したことによって、世界的貧困の解決を模索する倫理的—政治哲学的言説のうちに一種の切斷が生じたと指摘されることがある。おおづかみにいうと、一般的な通念では貧困問題への取り組みは積極的義務とみなされる。これにたいして、ポツゲはこの取り組みを消極的義務の問題として考察しようとする。このような「積極的義務から消極的義務へ」という問題設定の転換によって、世界的貧困は貧困者にたいする加害として、つまり他者危害を禁ずる消極的義務の違背として発見しなおされ、したがって貧困問題の解決はこの加害を防止し、また補償する取り組みとして説明しなおされることになる。一般に、消極的義務は積極的義務よりも普遍的で拘束性がつよいと考えられるから、ポツゲの問題設定に依拠することによって、貧困の解決に取り組むことをいっそうつよく要請することが可能になる。このような問題設定の転換の意義はいくえもの強調に値する。そのことはまちがいない。

(2)

このポツゲ的援助論の問題設定をある視点から相対化することが、本稿では試みられる。相対化にあたって焦点がかわせられるのは、ポツゲ的援助論の基本発想、つまり消極的義務にもとづく援助論という基本発想である。ひろく知られているように、ポツゲそのひとの申し立てによると、ポツゲ的援助論は消極的義務のみもとづいて構築されているとされる。しかし、はたして、じっさいにその目論みは成功しているのだろうか。すでにポツゲにむけられている多様な批判とともに、本稿もそのように問う。そうすることによって本稿は、ポツゲの援助論に伏在している積極的義務のありかを、先行する批判がもめたのとは違った場所を探りあてることになるだろう。そして、そのような考察の延長線上で、本稿は、援助論の構築にあたっては、ある根源的な水準において積極的義務を導入することが不可避なのではないかという、より一般的な主張を結論として記すことになるだろう。

本稿は、おおまかにつぎのような構成となつてゐる。まず、ポツゲの援助論を概観し、積極的義務をもちだすことなく消極的義務だけにもとづいて援助論を構築することが可能であるというポツゲの主張を確認する。つづいて、世界的貧困の解決、あるいは世界的貧困者への援助を正当化する営みが消極的義務だけで完結しうるかという問いを、ポツゲ理論にむけてみる。具体的には、リクテンバーグの整理を参考にして、この問いのバリエーションを確認する。つづいて、この問いのなかでもとりわけタンによる問いをとりあげ、それになりたいするポツゲ、そして井上達夫からの応答を検討する。さいごに、援助論においては積極的義務という契機がなんらかのかたちで機能することとは避けがたいのではないかという想定に導かれながら、根源的な水準における積極的義務のありかを示すことになる。

1 援助論における義務

困窮する他者に手を差しのべること。このことは、すぐれて倫理的な問題である。この問題はまた、この問題に直面する当事者たちが、あるいはそれを理論的に思考しようとする者たちが倫理というものの性格をどのように考えているのかということを炙りだす試金石ともなる。なぜなら、この問題にどのような思考をどのような角度から傾けるのかにおうじて、その者たちの倫理的な位置どりが鮮明になるからである。一般に、困窮する他者にたいする援助を倫理的枠組みのなかに位置づけるには、ふたつの理路があるだろう。義務をこえた善行として援助をとらえるか、あるいは義務として援助を考へるか、いずれかである。倫理的な援助論も、おおくはそのどちらかに組み入れられることだろう。

前者の理路を採用するなら、援助は義務をこえた超義務 (supererogation) である。だから、それは拘束性をもたず、あくまでも援助者の善意にゆだねられるべき慈善行為である。いうまでもなく、援助が超義務的な慈善行為

とみなされたとしても、それはじゅうぶんに倫理的である。なぜなら、善意にもとづいてみずからの財産や労力を他者のために提供することは、高度に倫理的なことだといえるからである。とはいえ、そこには固有の問題点がはさまれている。援助は善意にゆだねられるから、援助を強制することはできない。したがって、援助を超義務的な慈善とみなすかぎり、援助への要請は脆弱な拘束性をもつにすぎないことになる。このことは、世界的貧困という文脈において致命的な欠陥となる可能性がある。というのも、世界的貧困の解決は空間的に隔たった他者への援助を必要とするけれども、他者との隔たりがおおきくなるにつれて援助への動機づけが弱くなってしまう可能性があるからである。しかし、援助が慈善であるかぎり、援助を強制することはできない。それだから、援助が慈善とみなされるかぎり、世界的貧困が放置されることさえ想定しうる。

このような困難から抜け出すためには、もうひとつの理路を採用しなければならない。援助は義務であると考え、理路である。援助が義務であると示すことができるなら、援助は義務であるがゆえになされるべきだと、つよく要請することが可能になる。倫理学における援助論の系譜は、援助を義務化してゆく試みの系譜であったといつてよい。シンガールの功利主義、オニールのカント主義、シューの基本権理論、センやヌスバウムのケイパビリティ・アプローチ、そしてポツゲ理論などがその系譜に含まれるけれども、それぞれがそれぞれの理論的根拠から援助の義務化を目指してきた。ただし、どのような種類の義務概念なのかという問題がのこる。このことを確認しておく。義務についてはいくつかの分類が可能であるが、本稿において中心となるのは消極的義務と積極的義務という二分法である。消極的義務は、他者への危害を控えるよう命じる義務である。あるいは、それは他者にたいする危害の原因になることを避けるよう命じる義務である。この義務に違背し他者に危害をおよぼしたなら、加害者には補償の責任が発生する。積極的義務は、そうした因果的な連関とは独立に、なんらかの根拠——たとえば人道的理由など——にもとづいて、他者の利益に貢献するよう命ずる義務である。だから、積極的義務にもとづくなら、直接に危害をくわえていないとしても、ひとは他者の助けとならなければならない。ポツゲによれば、貧困開

題への取り組みは、これまでおもに積極的義務概念のもとで理解されてきたという。つまり、貧困者の困窮の原因となつているかどうかにかかわらず、貧困者に援助することが義務であるとみなされてきた、というわけである。

一例をあげると、シンガールの論考は積極的義務の枠組みに収めることができるかもしれない。援助論の古典的位置をしめるシンガールの「飢饉・豊かさ・道徳」⁽⁴⁾においては、豊かな国に住む者による寄付は慈善ではなく道徳的義務として遂行されなければならないということが、功利主義的な前提のもとで論証されている。関係者の利益を増加させよという功利主義的な原則を採用したシンガールは、援助によって多数の貧困者の利益が増加するがゆえに、豊かな国の住人には援助の義務があるのだと主張する。シンガールの枠組みでは、ある人物が援助すべきであるのは貧困者の利益の増加という積極的根拠にもとづくのであつて、その人物が貧困者に危害をくわえたという消極的根拠にもとづくものではない。

いふまでもなくポツゲもまた援助⁽⁵⁾が義務であることを承認するが、ポツゲにあつては、援助は消極的義務という視点から考察される。これは援助論の見方を一変させるものである。このことについて、ジャガーはつぎのように説明する。

『世界的貧困と人権』は、グローバルな正義にかんして、とりわけ、先例のない豊かさと同時に起きている深刻で広範な貧困にたいして豊かな国々の市民たちがどのように道徳的に応答すべきなのかということにかんして、西洋の哲学的議論の術語を変化させた。⁽⁶⁾

こういうことである。積極的義務から消極的義務への視点の転換は、貧困と援助の像を大胆に書き換えることにつながる。まず、それは貧困と援助にかんする認識論を変容させる。異国の貧困問題は、豊かな国々の住民——以下では「わたしたち」と呼ぼう——とは無関係に引き起こされた不運だとみなされることはなくなる。あるいは、

世界的貧困は哀れみや同情の対象ではなくなる。消極的義務という視点からみるなら、世界的貧困は消極的義務に反する一種の危害として認識されなければならないからである。このような認識論の変容は、さらに、援助の性格づけにも変容を引き起こすだろう。ポツゲによれば、援助の責任は先進国に住まう加害者としての「わたしたち」に帰属する。それだから、援助の実践は、人道的な理由などにもとづいて積極的義務を履行することではなくなる。むしろ、それは危害を防止し補償するという意味で、消極的義務の履行として理解されなければならない。このようにして、ポツゲは貧困論あるいは援助論の相貌を一変させたわけである。

もちろん、こうした視点の転換が正当なものであるためには、「わたしたち」が世界的貧困をじっさいに生みだしている、と述べることができるのでなければならない。これは事実にかんする主張である。『世界的貧困と人権』の貢献のひとつは、「わたしたち」の営みと世界的貧困の発生とが因果的に結びついているという、事実にかんする主張を提示したことにある。ポツゲはつぎのように認定する。

そこで、わたしの主要な主張はこうである。グローバルな貧困という予見可能で回避可能な大規模な苦難を生み出す社会的状況を形成しそれを実施することにより、われわれはグローバルな貧困者に対して危害を加えている。あるいは、よりはっきり述べると、われわれは史上最大の——史上最悪とは言えないにせよ——人道に対する罪に積極的に参加しているのである。⁷⁾

世界的貧困は消極的義務の違背によって引き起こされており、この違背に加担しているかぎり「わたしたち」は加害者である。いうまでもなく、このような問題設定には多様な批判が⁸⁾むけられているわけだが、ここでは立ち回らない。むしろ、ここではこの主張を受けいれることにしよう。

2 加害としての貧困

「わたしたち」は加害者であると主張するために、ポツゲは二重の戦略を組み立てる。いっぽうの戦略は危害をいかに定義するかということにかかり、たほうの戦略は権利をどのように理解するかということにかかわる。危害にかんしては、ポツゲは満たされるべき基準線 (baseline) を設定し、その基準線を下回っている状況を危害として定義する。ポツゲが基準線として採用するのは、こんにち国際的に承認されているとポツゲが考える基本的人権である。「私は基本的人権を我々の時代の国際的に認められた最低限の規準として用いる」⁽⁹⁾。みずからにたいする批判を承認するように、ポツゲは「単一で一貫性のあるベースライン」⁽¹⁰⁾を提示してはいないのであるが、基準線の輪郭はある程度は具体的に描くことができる。すなわち「基本的な諸自由と参加の最小限で適切な取り分への確実なアクセス、および食べもの・飲みもの・衣類・住居・教育・医療の最小限で適切な取り分への確実なアクセスを各人に提供すること」⁽¹¹⁾が、基準線を理解するための参照点となる。

なお、『世界的貧困と人権』全体のエピグラフにおいては、「世界人権宣言」第二五条が引かれている。ひろく知られているように、そこには生存権が記されている。また、「現実的な世界の正義」においては、基準線の項目として「社会的・経済的権利」が数え入れられている⁽¹²⁾。だから、あきらかに、自由権とならんで生存権、あるいは社会―経済権の保証が基準線としてポツゲによって指定されている。貧困を加害として認定するためには、最低限の生存権の内容が基準線に含まれることは不可避であろう。生存権の要素が含まれなければ、最低限の衣食住や医療を欠落させる世界的貧困が危害として認定されることは困難になるだろうからである。

ポツゲの主張の眼目は、この危害の主体が「わたしたち」である、というところにあつた。しかし、世界的貧困者層と直接的な接触関係をもたない「わたしたち」が、どうしてこの貧困者層に危害をもたらしているといえるの

だろうか。この疑念に応答するために、ポツゲは第二の戦略を組みたてる。つまり、権利の相互行為的理解に対抗して権利の制度的理解を提示する。前者にもとづくとき、ある人物が他者の権利を直接に侵害していないなら、その人物は他者の権利を尊重していることになる。しかし、後者にもとづけば、直接に他者の権利を侵害していないとしても、他者の権利の侵害をゆるす社会制度を設計したり維持したりしているかぎり、その人物は他者の権利を侵害していることになる。したがって、そのような制度に加盟している人物は、他者の権利侵害、つまり危害を生みだしていることになる。それは他者危害を禁じる消極的義務に反する。ゆえに、権利侵害的な制度を改編してゆることが消極的義務によって要請されることになる。⁽¹³⁾

こんにちのグローバルな政治的、経済的な制度は、このような権利侵害的な制度であると、ポツゲは認定する。たとえばWTOをはじめとする経済制度は先進国に有利に設計されている。また、貧困国にみられる腐敗した独裁政権が、自国の天然資源を売却したり、国際機関から借入したりすることを可能にするような国際政治体制が存在している。さらには、先進国が自然資源を大量に消費することによって、貧困国の貧困者による自然資源へのアクセスが妨げられるような市場構造が成立している。さいごに、こんにちのグローバルな富の不平等な分配は、西欧諸国家によってなされた往時の植民地支配の影響を免れてはない。こうした権利侵害的なグローバル制度を改訂することなく、そこから利益を手にかけているかぎり、⁽¹⁴⁾ わたしたち⁽¹⁵⁾ はこの制度に加盟しており、そうであるがゆえにグローバルな貧困者に危害をおよぼしている。そのようにポツゲは断定するのである。

このようなポツゲの枠組みを採用すると、世界的貧困は⁽¹⁶⁾ わたしたち⁽¹⁷⁾ によって引き起こされた危害であることになる。ガルトウング的な物言いを用いるなら、貧困は暴力である。それだから、世界的貧困は他者危害を禁ずる消極的義務にたいする違背とみなされる。このように、ポツゲ的な枠組みでは、世界的貧困を解決することは、あくまでも消極的義務を遵守することの一環であって、けっして積極的義務を履行することではない。だから、世界的貧困への取り組みは、他者危害を禁ずる消極的義務の問題として第一義的に論じられなければならないのであ

る。

3 消極的義務と積極的義務

こうして、いくつかの人権を基準線として設定し、また権利の制度的理解を世界的貧困問題に適用することによって、世界的貧困問題を消極的義務という枠組みによって考えることが可能になる。しかし、ここで、つぎのような問いが生まれるだろう。世界的貧困を消極的義務の問題としてのみ論じることができるのであれば、世界的貧困論や援助論の文脈では積極的義務概念が無用となるのだろうか。この節では、この問いにたいするポツゲの応答を考察してゆく。そして、その過程で、なぜポツゲが消極的義務を偏重するのか、その理論的背景にも触れてゆく。結論をさきに記すなら、ポツゲそのひとは積極的義務の意義を否定していない。消極的義務に限定したみずからの問題設定について、ポツゲはつぎのように解説している。

わたしの本では、現存する世界の貧困は、われわれの消極的義務、すなわち危害を与えないという義務に反しているということを示す試みがなされている。このことを示すために、積極的義務は脇に置いておいた。といって、積極的義務が存在しないと、あるいはそのような義務は些細なものであると言いつもりはない。むしろ、わたしが積極的義務についての主張を避けたのは、わたしの論点がそのような主張に依存していないことをはっきりさせるためであった。⁽¹⁵⁾

ポツゲは消極的義務を強調するが、それは積極的義務が無効であるという主張に直結しない。だが、そうであるならば、なぜポツゲは積極的義務ではなくて消極的義務概念を採用するのだろうか。ひとつの理由としてあげられ

るのは、前節においてみたように、このグローバル化した世界が加害的に構築されているという事実的な水準のものであろう。しかし、そうした事実的水準にはとどまらない理論的な理由を背景として、ポツゲは消極的義務概念を採用する。

ふたつの理論的理由がある。まず、消極的義務がもつ厳格な性格である。消極的義務は、加害を控えることを要請するだけであるから容易に実行可能であって、だから、いつでも例外なしに遵守されるべき完全義務とみなされることがある。これにたいして、積極的義務はときには過大な負担を強いる可能性があるため、どのような場合でも無条件に遵守がとめられるわけではない不完全義務とみなされることがある。このように消極的義務は積極的義務にくらべて厳格であり、拘束性がつよいと考えられることがある。つぎに、積極的義務にくらべて消極的義務のほうが多様な理論的立場にとって受けいれやすいと考えられる。他者に危害をおよぼしてはならないという倫理原則は、どのような理論的立場にたとうとも、おそらく採用することが期待される原則であろう。だから、ポツゲは、消極的義務にもとづくアプローチを「超教派的」なものと特徴づけることになる。ポツゲはいう。

わたしが構築しようとしている議論は、広い意味で超教派的 (ecumenical) なものである。わたしは、道徳についての考え方や特定の道徳理論を支持する人々——たとえば、ロック主義者、ロールズ主義者、リバタリアン、コミュニタリアンだけを説得しようとしているのではない。むしろ、わたしが説得しようとしているのは、今日の西洋政治思想で盛んであるすべての主要な見解の支持者たちである。⁽¹⁶⁾

(10) ある種のリバタリアニズムを例にとろう。積極的義務の存在を疑問視するリバタリアニズム的な立場ならば、とうぜんにも、援助を積極的義務とみなす発想にも疑問をむけるだろう。しかし、そのような立場であっても、他者への危害を禁じる消極的義務は受けいれるはずである。なぜならば、自由の尊重を至上命令とするリバタリアニズ

ムにとって、他者に危害をくわえることによって他者の自由の侵害が生じることは、なによりも避けられるべきことだからである。そして、すでにみたように、世界的貧困が危害なのだとすれば、リバタリアニズムもこの危害を防がなければならないことになる。つまり、貧困を解決するための取り組みを承認しなければならなくなる。このようばあい、貧困問題の解決のために援用されているのは、あくまでも危害を禁ずる消極的義務だけである。このようにして、リバタリアニズムが禁忌の対象とする積極的義務を援用することなく、援助を正当化することが可能になる。これがポツゲの見立てである。

4 積極的義務のほうへ

世界的貧困を解決することは消極的義務を遵守することであるということが示されうるなら、そのことによって貧困の解決への取り組みがいつそう嚴格に要請しうるものになり、広範な理論的立場による受容が可能となる。この点において、世界的貧困の解決を消極的義務の文脈に位置づけるポツゲの理論的戦略は、まちがいでなく魅力的である。とはいえ、世界的貧困の解決を消極的義務概念のみで正当化することについては、すでにおおくの批判がむけられている。これらの批判は多様な論点を含んでいるが、基本的な方向性はつぎのようなものであろう。つまり、それらの批判は、せまくいえばポツゲ理論が、ひろくいえば援助論一般が積極的義務という要素を排除しうるかどうかという問題にかかわるものである。本稿の主意もその方向性を共有しているけれども、積極的義務を見出すための理論的な場所はそれらの批判とは異なるところにある。それだから、本稿の論点がどのようなものであるかを理解するためにも、これらの批判との対比は有益であるように思われる。したがって、ここで、シユーの権利論を論じる文脈でリクテンバーグがおこなった整理（註17）を参照しながら、ポツゲにたいする批判の類型を確認しておく。以下では、まず、リクテンバーグそのひとが記した四つの批判にくわえて、第五、第六の批判も補い、批判の類型を

箇条書きにして示す。

- ① 消極的義務は積極的義務よりも負担が小さいという想定はうたがわしい。
- ② 消極的義務と積極的義務が明確に区別できるという想定はうたがわしい。
- ③ 危害を防止するためには、消極的義務と積極的義務の両者が必要である。
- ④ 加害による貧困がいには援助を求められないという状況は冷酷である。
- ⑤ ポツゲの基準線には、積極的義務によってささえられる要素が含まれる。
- ⑥ 貧困者に関与すべきという積極的義務がポツゲ理論でも前提されている。

おおまかに性格づけるなら、批判①と②は、消極的義務と積極的義務の二分法を相対化するものである。この批判はリクテンバーグじしんが編みだしたものである。批判③と④は、消極的義務と積極的義務の二分法を維持したうえで、貧困問題の解決のためには両者が必要であると主張する。批判⑤と⑥は、ポツゲ理論の内部に積極的義務が伏在し潜在的に機能していることを指摘する。それぞれの批判をやや詳しくみてゆく。

①について。消極的義務が完全義務とされるのは、その履行が容易いからであった。たほう、積極的義務はその履行のためにおおきな負担を必要とする。通念によると、そのような二分法が成立するのであった。しかし、世界的貧困問題においては、消極的義務の履行はけっして容易いものではなく、むしろおおきな負担と結びつく。たとえば、「わたしたち」の日常生活が貧困の発生に結びついているのなら、日常生活のどのような活動が受け入れられないのかを正確に知る必要があるだろう。あるいはまた、そうした知識にもとづいて改良された生活を浸透させるためには、さまざまな取り組みが必要であろう。こうした活動をおこなうことは、それ相應の重い負担につながる。負担の軽重は、だから、積極的義務が排除される根拠とはならない。その点で、積極的義務が排除される理

由は脆弱なものとなる。⁽¹⁸⁾

②について。基準線の実現が妨げられるとき消極的義務違反が発生するという事態が成立するのは、きわめて限定的な文脈においてである。つまり、だれかの行為が原因となり、べつのだれかが基準線を下回る状況におかれるという因果関係が明確であるような事例は限定的なのである。もちろん、そのような事例は、わたしたちの日常生活ではありふれている。だけれども、地球規模の集合的行為によって引き起こされる世界的貧困のばあいは、そのような因果関係を明確に説明することはできない。それゆえに、この困難と連動して、基準線を回復するためになされる行為が消極的義務にもとづくのかどうかを確定することも困難となる。その意味において、援助が積極的義務の履行としてなされている可能性を排除しえない。

③について。シューが『基本権』において明らかにしたように⁽¹⁹⁾、伝統的な通念が想定しているのとは異なって、消極的義務が保障するとされる消極的権利——たとえば身体の安全の権利——は、消極的義務だけではなく積極的義務の関与を必要とする。たとえば、危害をくわえられない権利は、つうじょうは危害をくわえない義務（積極的義務）によって保障されると考えられがちであるが、じっさいには加害行為を防止したり加害行為がなされたのちに被害者を補償したりする義務（積極的義務）によって保障されている。だから、貧困者が危害をくわえられない状況も積極的義務によってささえられなければならない。このようにして積極的義務が関与することは避けがたいものである。

④について。消極的義務にもとづく援助論は、貧困が加害によってもたらされたという事実には援助の根拠をもとめる。もし、世界的貧困がすべてグローバルな加害的制度によって生みだされているのであれば、援助はすべて消極的義務によって正当化されるだろう。そして、貧困者は援助をもとめる権利を有するだろう。しかし、大規模な貧困状況がそうした加害的制度とは切りはなされて発生しているなら、貧困者はその権利をうしなうことになる。これは冷酷な事態ではないだろうか。リクテンバーグじしんはその名に言及していないが、このような批判を展開

した論者としてケイニーの名をあげることができる。ケイニーは、ポツゲの立場を「無制限の制度主義的立場」と呼んだうえで、つぎのような批判をおこなう。

不正な制度的枠組みを維持しないという消極的義務にひとびとが違背するから剥奪が発生するのではなく、かえって他の変数のゆえに剥奪が発生するところでは、無制限の制度主義的立場は当該の剥奪された者たちにたいしていかなる保護も与えないだろう：「略」⁽²⁰⁾。

ようするに、もしグローバル制度が原因ではない貧困が存在するなら、その解決は消極的義務にもとづくことはできないということである。そのような貧困に対応するためには、積極的義務による援助の正当化が不可避となる。⑤について。基準線の採用にあたって、ポツゲはこんにち国際的に認められた人権をもちだしている。そのなかには、最低限の食料や医療といったものへの権利、いわゆる生存権が含まれている。ある種の通念によると、生存権は積極的義務によってささえられる。貧困問題を解決するための基準線としてこの権利は不可避であるが、しかしそれを含めることは積極的義務の混入を承認することになる。そのような意味で、ポツゲ的な援助論には積極的義務が避けがたく入り込むことになる。

これらの批判は、それぞれが依拠する論点は多様ではあるが、世界的貧困と援助という問題を考えるために、消極的義務にのみ依拠することがはたして健全なかどうかを問うている。こうした批判にもうひとつの論点をくわえるのが、これから見てゆく批判⑥である。これはタンによってなされた批判である。ポツゲの議論においては積極的義務が登場しないが、しかしその根本的な部分には積極的義務という契機が伏在しており、それを前提としなければポツゲ理論は成立しないのではないか。そのような批判をタンは組みたててゆく。それをある種の角度から読みこむとき、あるいは読みかえるとき、積極的義務概念が援助論のふかい水準で不可避に作動する機構に光をあ

てる思考として、それを解釈することもできる。そして、この機構こそ本稿が描く対象なのである。

5 積極的義務の先行性

タンはつぎのように主張する。消極的義務概念にもとづいてのみ援助論を構築しているとポツゲは申告するが、それにもかかわらず、その援助論が成立するためには、理論的な営みの根本的な地点において積極的義務を導入することが必要なのではないか、あるいは、ポツゲは積極的義務を暗黙裏に前提してしまっているのではないか。タンはそのような批判をおこなうことで、ポツゲ理論における不整合を指摘することになる。そして、消極的義務にのみ根ざすというリバタリアン的な前提を覆すのか、積極的義務を捨てざるのか、その二者択一をポツゲにせまることになる（タンそのひとは前者を選択することを提言する）。のちにみる井上達夫の指摘のとおり、ある視点からすると、この批判は混乱にもとづいている。それにもかかわらず、ここではタンの批判を擁護するかたちでそれを考察する。その理由は、タンのポツゲ批判を踏襲したいからではない。むしろ、たとえ混乱がはらまれていたとしても、タンの批判のうちには重要な論点が含まれており、その論点に照明をあてたいがためである。その論点とは、積極的義務が援助論においてしめる場所にかかわるものである。

ポツゲによれば、²²「わたしたち」が消極的義務に違背しているというためには、それを下回れば危害だという認定を可能にする基準線が必要であった。タンはこの基準線を「最小限に適切な配置」(minimally adequate arrangement)と呼び、M A Aと略記している。このM A Aと比較して、ある状況が加害的であるかどうか判断がなされる。だが、M A Aを導入するという試みがなされることによって、ポツゲの理論的な手続きの決定的な一点において積極的義務概念が避けがたく混入するのではないか。²² そのようなポツゲの不整合を、タンは摘出することになる。ここではリバタリアニズムに代表されるような立場、つまり、義務として消極的義務を承認し積極的義務

を忌避するような立場を、伝統的な消極的義務論と名づけ、この立場がポツゲの仮想敵であるという想定のもとで、論を進めてゆく。

伝統的な消極的義務論にしたがうと、*「わたしたち」*がグローバルな貧困者たちに直接に危害をくわえていないなら、たとえ貧困者たちを「放置」し、貧困者たちに関与しないとしても、*「わたしたち」*は貧困者にたいして危害をおよぼしてはいない。だから、貧困状況においても消極的義務の違背は発生していないことになる。このような伝統的な消極的義務論に対抗するために、ポツゲは消極的義務概念の改訂をおこなったのであった。つまり、基準線を設定し、それが満たされないことを加害とみなすという、改訂された消極的義務論を編みだしたわけである。この発想を採用すれば、伝統的な消極的義務論の信奉者であつても貧困が危害であることを承認せざるをえない。ポツゲの見立てにしたがえば、そういうことになる。

だが、ここで根本的な疑問が浮かんでくる。伝統的な消極的義務論の信奉者は、そもそもポツゲの基準線を受け入れるのだろうか。そして、なぜ受け入れなければならないのだろうか。そのような疑問である。つぎに引くタンのテキストは、そうした問いかけを含んでいるように思われる。

ポツゲの特有のアプローチを完全に擁護するためには、つぎのことを明らかにしなければならない。さいしょに存在する唯一の義務が「危害の」差し控え (forbearance) という消極的義務であるのなら、貧困者にもっと有利となる代替的配置をささえることを富裕者が選ばないとして、そのとき、なぜ富裕者がじつさに貧困者に不正に危害を与えている〔といえる〕のだろうか。⁽²³⁾

密度の高い文章であるので、すこし解きほぐしておく。たしかに、ひとたびポツゲの基準線が採用されたなら、それを満たさない状況は危害として認定可能となる。しかし、その基準を採用することに同意しない者〔貧困者

にもっと有利となる代替的配置をささえること」に同意しない者——タンの文章では先進国の富者、あるいは本稿のいいかたでは伝統的な消極的義務論の信奉者）は、この状況が加害状況であることを認めないだろう。とくに、直接的な危害の差し控えという伝統的な消極的義務論にしたがって思考する者にとっては、じしんが直接に危害をくわえていない異国の他者の貧困について、それを加害と認定することは困難である。

だとすると、「ポツゲの特有のアプローチを完全に擁護するためには」、ふたつの選択肢があることになるだろう。伝統的な消極的義務論を採用する者たちにたいしても、伝統的な消極的義務論の枠内で現状の貧困は加害状況なのだといえなければならぬか、彼らにポツゲの枠組みを受けいれさせなければならぬか、いずれかである。前者の選択肢をポツゲは断念した。だからこそ、ポツゲは消極的義務概念を改訂しようとしたわけである。とすると、残されるのは後者であるが、この作業をポツゲはおこなっているだろうか。じつさいには、むしろ、ポツゲの基準線に同意することがあらかじめ想定されてしまっているのではないだろうか。つまり、ポツゲ的基準線の採用が当然視されることによつて、貧困者たちを放置すること、つまり、貧困者たちへの不関与が許されないこととして位置づけられてしまっている。だからこそ、リバタリアンも貧困が加害であることに同意するだろうという楽観的な見通しが語られるわけである。

しかし、ポツゲ的な枠組みを受けいれることが正当化されていない以上、伝統的な消極的義務論の信奉者がポツゲ的枠組みを拒否する可能性はじゅうぶんにある。それが拒否されるかぎり、伝統的な消極的義務論によつて判断がなされつづけるだろう。しかし、伝統的な消極的義務論が判断を支配しているかぎり、その信奉者はいかにして貧困者にたいする関与へと方向づけられるのだろうか。というのも、くりかえすと、伝統的な消極的義務論にしたがうなら、たとえそこに貧困が存在しても直接的に加害的な干渉がないかぎり消極的義務違反は発生していないのであつて、それだから貧困者たちへの不関与は許容されるからである。貧困者への関与は、伝統的な消極的義務概念から導出することはできない。タンはいう。

∴「略」∴もしわたしたちがリバタリアンの教義を受けられるなら、富裕者には「なぜわたしたちは協働すべきなのか」と問う資格があることになる。リバタリアンの前提（いかなる危害も他者にたいしてなされてはならない）が、貧困者の妨げにならないことを富裕者に要求するのはもつともなことであるが、たほうで、リバタリアンの前提は、富裕者がある点で貧困者と協働することを要求することはできない。²⁴

このように、伝統的な消極的義務論にもとづくことによつてポツゲ的な枠組みを受けられない者たちに、つまり伝統的な消極的義務論の信奉者たちに貧困者への関与を要求することはできない。もし、それにもかかわらず、貧困者に関与すべきだと要求されているのなら、そこには消極的義務とはべつの義務が密輸されてしまっているからである。その義務について、タンはつぎのように説明している。

∴「略」∴わたしたちがこのこと「貧困者への関与」を富裕者に道徳的に要求することができるのは、富裕者がある種の制度を導入するという正義の継続的な義務をもっているばあいだけである。²⁵

ここで制度とは、現状とは異なる制度、現状よりも少しでもましな制度のことである。このような制度を導入する義務があるがゆえに、貧困者への関与を要請できるというのである。タンによると、ポツゲにおいては、各人はそうした営みに参与すべきという義務が暗黙裏に前提されている。あるいは、そうした義務が前提されないと、伝統的な消極的義務論の信奉者がポツゲ理論を受けれるという楽観的な想定は導かれない。その意味では、ポツゲ理論は、この義務なしには最終的には完結しないことになる。しかし、この義務が想定されてしまっているなら、消極的義務のみで援助論を構築するというポツゲの申し立ては、ポツゲ理論に内在する不整合によつて傷つけられることになる。

タンがみずからの立場として提示しているテキストを参照するなら、タンがこの制度への義務をみずからの思考の軸にすえていることが際立つ。タンはつぎのようにいつている。

わたしは、現在のグローバル秩序が貧困者に不正に危害を加えているというポツゲの結論に同意することを強調しなければならぬ。しかし、それは、ある種の社会的制度（とくに、一般的なロールズ的精神においても暮らし向きの悪い者たちがもつとも利益をうる社会制度）をささえる正義の自然的な積極的義務が存在するのであって、わたしたちがそれをささえることを怠るなら、現在の配置のもつとも不利な者たちにたいして、わたしたちが不正に危害を加えていることになる、わたしが信じているからである。⁽²⁶⁾

タンは、現状が加害であり、それを解消するために、よりましな制度を生みだす義務が存在することを承認している。そのことはポツゲと共通している。だが、タンはこの義務を積極的義務であると説明している。これがポツゲとの決定的な違いである。タンからすれば、よりましな制度を支えるというかたちで他者に関与する積極的義務があるからこそ、それを怠ることが危害として認定される。世界的貧困を放置することは、この積極的義務に反することであり、だからこそ貧困問題を解決する責任が、わたしたちに発生するといふのである。タンの視点からすると、この積極的義務を前提しなければ、現状をよりましな社会制度によっておきかえるように、あるいは貧困者たちに関与するようにリバタリアンを説得することはできない。このような積極的義務が、援助論にはさげがたく含まれるのではないか。これがタンの立場であり、この積極的義務——ポツゲの議論にも潜在的に含まれている——を、ポツゲも承認すべきである、というわけである。いうまでもなく、それは消極的義務だけにとどづく援助論を改訂することにつながる。

タンの批判をこのように解釈することが正しいとすれば、ポツゲの応答は論点をはずしているように感じられる。⁽²⁷⁾

タンへの応答においてリバタリアニズムとの距離感などさまざまな話題について言及がなされているが、積極的義務とのかかりで中心となるのは、つぎのようなふたつの主張であろう。まず、ポツゲじしんは積極的義務を否定してはいないという主張が反復される。「……わたしは積極的義務を否定していない。わたしは積極的義務に訴えることを控えているだけである」⁽²⁸⁾。しかし、タンは、ポツゲによって積極的義務が否定されていると知っているわけではないし、そうしたことを問題にしているのではない。そうではなく、積極的義務概念はポツゲの議論の内部には明示的には登場しないが、しかしポツゲの議論を可能にする要素として、暗黙のうち前提されているのではないかと、タンは主張しているのである。つまり、ポツゲは、積極的義務をわきにおいても援助論は正当化できるといつているが、じつさいには、暗黙裏に積極的義務に訴えているのではないか。これが論点である。だから、積極的義務概念を否定してはいないというポツゲの反論は、この論点に答えていない。⁽²⁹⁾

もうひとつの主張は、ポツゲによる制度的加害の定義を練りかえずものであり、それによって、基準線の採用が消極的義務の枠組みにおさまることを再確認するものである。ポツゲはつぎのようにいう。

(1) 重大な、合理的に回避可能な人権の欠損を生ぜしめることが予見可能であるいかなる制度的秩序も不正である。(2) そのような不正な制度的秩序を設計すること、ないし課すことに貢献することによって、富裕な人びとは消極的義務に違反しており、とくに、この秩序が正しいものであったばあい⁽³⁰⁾に比べてこの秩序が悪い状況におく人びとに危害を加えている。

ポツゲによると、タン⁽³¹⁾の批判はこのような枠組みそのものを論駁するものではないので、消極的義務の枠内でグローバル制度の改革を正当化できることになる。たしかに、基準線をしたまわる状況が義務違反であり、そうであるがゆえに基準線を実現する責任が発生するという件については、タンも認めている。しかし、タンが論点化して

いるのは、現状を変革可能にする制度を編みだしてゆくこと、具体的にいえば基準線を設定することそれじたいは、放任や不関与の消極的義務をこえる事柄なのではないか、それゆえに基準線の設定じたいは積極的義務に類するものなのではないか、ということであった。この論点について、ポツゲは的確に応答していないようにおもわれる。

6 基準線の理論的身分

井上達夫がいうように、「タンに対するポツゲのこの応答は、いささか隔靴搔痒の感がある⁽³¹⁾」。ポツゲによる応答はこのような弱さを抱えているので、井上達夫はポツゲを擁護する立場からタンにたいして強力な反論を試みている。井上による反論は詳細なものであり、また多岐にわたるものであるが、ここではエッセンスだけを抽出する。井上の反論の核心は、基準線を設定することが正義論においてどのような理論的意味をもつのかという点にある。具体的にいえば、タンはそれを積極的義務にちかづけて思考したわけであるが、それは混乱にもとづくものであると、井上はつよく批判する。

論点を明確にするために、井上は正義の理想理論 (ideal theory) と非理想理論 (non-ideal theory) という枠組みを援用する。理想理論は、権利や利益のあるべき分配、その理想状態の考察を課題とする (分配的正義の確定)。井上は理想理論によって確定されるものを道徳的原状と呼んでいる。たほう、正義の非理想理論にあつては、正義の理想的ありかたが棄損されたばあい、つまり事象的現状が道徳的原状から乖離したばあいに、いかにして原状の回復がなされるべきかが考察される (匡正的正義の確定)。理想状態が実現しないことが危害を意味するとすれば、いかにしてこの危害を防ぎ、また危害から理想状態を回復するかということが非理想理論の主題となる。だから、非理想理論は理想理論を前提とする。理想理論によって理想状態が設定されなければ、なにが危害であるのかということが規定しえず、したがって理想状態への回復について論じることができなくなるからである。非理想理論が

理想理論によって先立たれ、それに依拠するという事情は、どのような正義論であれ妥当する。

この理想理論／非理想理論という枠組みをポツゲ理論に適用すると、つぎのような説明が可能となる。まず、ポツゲが基準線と呼ぶものは理想理論の領域にふくまれる。そして、基準線が実現されなるとき発生する危害（貧困）と、その回復にかんする話題は非理想理論の領域に属する。だから、ポツゲの消極的義務による援助論は、この非理想理論の領域に含まれることになる。この領域においては、危害をくわえてはならず、危害をくわえたならば補償せねばならないという消極的義務の理路が通用する。理想理論において基準線が確定しているならば、この消極的義務についての考察は基準線が指定する内容とは独立して規定される。

それゆえに、かりにポツゲの設定した基準線のうちに生存権などの積極的な内容が含まれていたとしても、そのことは「リバタリアンの消極義務論であることとなら矛盾³⁹⁾しない。基準線の内容は理想理論の領域に属す問題だからである。このような理想理論と非理想理論という枠組みのもとで、井上はタンへの批判にふくまれる混乱や誤謬をていねいに指摘してゆくことになる。ここでは、そうした細部にわたる批判を吟味する余裕はない。ここでは理想理論と非理想理論という枠組みを借用して、タン論点を位置づけ直してみることにしたい。

ポツゲⅡ井上にとっては、基準線を設定することによって、危害を定義すること、そして危害の回避と補償の義務を定義することが可能となる。いったんそのような定義が可能になると、貧困状況は消極的義務概念によって説明可能なものとなる。たほう、タンは、基準線を設定することを積極的義務とみなしていた。ここには視点の明白な齟齬がある。井上の枠組みを援用すれば、この齟齬について、以下のように説明できるであろう。ポツゲの消極的義務論は、基準線を規定したのちに取り組まれる非理想理論の領域に属す。たほう、タンは基準線の採用にかんして論じているが、これは理想理論の領域に属す。ここに混乱がある。だが、話題を非理想理論の領域に限定するかぎり、ポツゲがそうしたように消極的義務にもとづいて議論を展開することは可能かつ正当であり、タンがそうしたのとは異なって、積極的義務をもちだす必要はない。

このように、理想理論と非理想理論という枠組みをもちいるなら、ポツゲの消極的義務論がどのような問題構成に依拠しているかが明確にされるし、この問題構成にもとづくかぎり、積極的義務をもちだすタンの批判がある種の混乱にもとづいていることも明確になる。そのかぎり、ポツゲを擁護する立場からの批判として、井上が用意した説明は正当なものであろう。とはいえ、タンのポツゲ批判が混乱に由来しているという理由から、それを切り捨ててすることは、ここではしない。基準線の設定を積極的義務という視点から語ることが、理想理論／非理想理論という枠組みのなかでは的を外したものであったとしても、積極的義務という視点から語るタンの発想の内部には、なお掬いあげるに値する論点が含まれているように思われるからである。それは、理想理論の外部というべき論点である。その件について説明をくわえたい。

本稿は、タンの批判をつぎのように解釈したのだった。ある種の積極的義務が消極的義務に先立っていなければ、ポツゲの理論構築は完結しない。貧困者への「わたしたち」の関与が義務としてあらかじめ暗黙裏に想定されていくがゆえに、ポツゲの理論が成立する。というのも、伝統的な消極的義務論の信奉者であれば、貧困者を貧困状況に放置したとしても、そのことを消極的義務に違背するとはみなさないであろうし、それゆえに、貧困者への関与を拒否することが許されるからである。だから、貧困の放置が義務の違背であるというためには、貧困者に関与すべきであるのに関与していない、といえるのでなければならぬ。そして、そのようにいうための枠組みがなければならぬ。だから、伝統的な消極的義務論による貧困の放置をのりこえるためには、貧困者への関与が義務としていしよに前提されなければならないことになる。この関与の義務をタンは積極的義務と特徴づけた。

ポツゲ的な立場からは、つぎのような反論が可能であろう。貧困者に関与すべきであるのは積極的義務の要請によるのではなく、むしろ消極的義務の要請による。貧困は富裕者による貧困者への加害であるがゆえに、富裕者は消極的義務の履行として貧困者に関与しなければならない。だが、そのようにいえるのは、あらかじめポツゲ的な枠組みを採用しているかぎりにおいてである。その枠組みを共有しないものたちにとっては、消極的義務としての

関与という主張そのものが受け入れがたいものとなるはずである。だから、なぜそれを採用しなければならぬのか、あるいは、さらに一般化して、なぜ貧困を改善するような枠組みを採用しなければならないのか、そのように問う余地が残されるのである。こうして、タンの批判にみちびかれて辿りついたのは、いわばポツゲの枠組みの外側部である。

ふたたび理想理論と非理想理論の枠組みに依拠した反論も可能であろう。つまり、タンは非理想理論から理想理論に横すべりしているだけだ、という反論がなされるかもしれない。しかし、ここで問題となっているのは、そういうことではない。ポツゲの枠組みの外側部とは、理想理論にさきだつ状況のことなのである。つまり、貧困状況をまえにして、いまだ存在しない理想理論を組み立てようとするこじたいが問題化されているのである。はたして、なんらかの理想理論を立ち上げようとすることは、消極的義務によって要請されるのだろうか。眼前の現状を危害として認定し、この現状をよりましなものに変革することを可能にするような理論へとコミットすることそれじたいは、はたして他者危害を禁じる消極的義務によって義務づけられるといえるのだろうか。むしろ、理想理論へのコミットがなされるとき、貧困者へと関与しなければならぬという積極的ななかがすでに前提されているのではないだろうか。タンによって触発され、しかしタンからは独立に生みだされたこの予感をもうすこし掘りさげてみる。

7 関与の積極的義務

ポツゲの枠組みの外側部、つまり基準線が設定されるのにさきだつ問題空間、それゆえ理想理論にさきだつ問題空間という視点にたつと、これまでの議論をつぎのように整理することが可能となるであろう。ある種の基準線が制度の一部として承認され受け入れられているなら（理想理論の領域）、その基準線を満たさない状況は消極的義務の

違背とみなされるだろう。そのことによって、貧困が加害として発見され、その解消が消極的義務の履行として要請されることになる（非理想理論の領域）。ポツゲの枠組みが依拠しているのは、このような発想であろう。だが、この基準線がまだ存在しない、あるいは一般的なものとして受け入れられていない状況もまた想定しうる。つまり、理想理論が立ち上がる以前の状況である。

このように理想理論が不在である状況にあつて、貧困におかれた者たちに遭遇したとしよう。理想理論が不在であるから、貧困状態を加害状況として認定することはできない。さて、こうした貧困状況に遭遇して、その状況を改善するためになんらかの基準線を設定することは、消極的義務によって義務づけうるだろうか。この貧困の原因をさぐることに、その原因が社会制度にあるかどうかを考察すること、この社会制度の正義をささえる基準線を編み出すことなど、一連の思考の営みへと踏みだしてゆくことは、いまだ当該の貧困が制度的不正にもとづく加害状況として認定されていないなら、消極的義務によって義務づけることはできないように思われる。というのも、むしろ、これらの思考の営みのうちに、つまり理想理論が立ち上がったのちに、はじめて消極的義務の適用が可能になるのだからである。

よつて、この場面には、消極的義務によつては説明しえない積極的ななにかが潜んでいる。この積極的ななにかとは、貧困状況におかれた者たちと関わることである。眼前の状況を加害と認定しうるような基準線を思考しはじめること、理想理論の探求に着手することは、寄付や食料援助といった具体的な関わりとは異なる。とはいえ、それは、貧困者をまえにして貧困者を放置するのではなく貧困者に関わることのひとつのありかたである。この関わり、関与は、消極的義務によつては義務づけられない。その貧困が危害であるかどうかが未決だからである。それは、消極的義務とは異なるものに由来する積極的ななにかである。そのように呼ぶほかない。

このような積極的なものとしての貧困者への関与について、それを性格づけるための選択肢がふたつ考えられる。ひとつは、義務ではなく超義務という意味で関与を積極的なものであるとみなす選択肢である。もうひとつは、積

極的義務という意味で関与が積極的なものであるとみなす選択肢である。ここで、第1節において触れた援助論の出発点に戻ってきたことになる。貧困者への関与は義務なのかどうか、義務だとしたら消極的義務なのか積極的義務なのかという問題である。伝統的な消極的義務論なら、貧困者に関与する義務はないということになるだろう。加害とはべつの根拠にもとづいて、貧困者に関与すべきだというのなら、それは積極的義務を主張していることになる。そして、もしそれが積極的義務であるとするなら、援助論をたちあげるそのままに瞬間に、つねにすでに積極的義務が作動していることになる。それは援助論の内部には登場しないだろう。しかし、それは、援助論がそれによって動機づけられ可能になっている援助論の可能性の条件であり、援助論はそれに依存している。

もちろん、このような主張がなされることによって、ポツゲ理論がもつ説得力が損なわれるわけではない。貧困が加害なのではないかという主張は、この歴史的世界においては相当の力強い主張でありつづけるだろう。わたしはそのことを認めている。しかし、この説得力は、この歴史的世界を前提にして獲得されるということも事実であろう。さまざまな領域がグローバル化していること、とりわけ経済的な結合がこの地上を覆っていること、この世界には富の分配の圧倒的な格差が存在していること、あるいは、貧しい国々がかつて植民地支配を受けていたこと——そうしたことを「わたしたち」のおおくは知っている。あるいは、人権の観念があまねく知れわたり、人権の欠損が重大な倫理的問題として認定される歴史的世界に、「わたしたち」は生きている。そうした歴史的世界にあつては、極度の貧困状態にある者たちのおかれた状況を危害とみなす理路は、経験的にも相当の説得力をともなうものとなる。だからこそ、世界的貧困を消極的義務の問題として思考することは、「わたしたち」にたいして、ある種の自明性をもつことになる。わたしは、そのことを否定しない。

だが、ここで焦点化しているのは、そのような知的文脈が不在であるような問題空間である。貧困が危害であるという判断を可能にする知的枠組み（理想理論）が不在のばあい、貧困者に関与することは、加害的干渉の差し控えを命じる消極的義務によっては説明しえない。この関与が義務だとする立場にたつなら、それは積極的義務とよ

ぶほかない。この関与の問題は、歴史的世界の文脈にも理想理論にもさきだつ根源的な問題である。もちろん、世界的貧困は現在という歴史的時間のなかにある現実であるから、ポツゲのように歴史的時間のなかで出来した出来事を参照することは必定である。だけれども、こうした歴史的議論のついで、貧困者への関与を倫理的にいかにかに評価するかという認識が、あえていうなら「実存」をかけた認識が先行しているはずである。貧困者を打ち捨てにしないこと——この命題を倫理原則として採用するかどうか、歴史的議論が開始されるにさきだつて選られなければならない。『世界的貧困と人権』という大著をものしたポツゲは、歴史的議論や理想理論の考察にさきだつて、この原則を選択してはなかつたか。これこそが援助論が懐胎する根源的な積極的義務であり、援助論が立ち上がるのにさきだつて作動してははずのものである。そして、この援助論の外部にある積極的義務こそが、本稿の描こうとした対象にほかならない。

おわりに

本稿では、積極的義務を擁護する立場からポツゲにむけられた批判をいくつか眺めてきた。とくに、タンの批判を読みかえるかたちで明らかになったのは、ある貧困状況が加害であるかどうかを判断するために基準線を設定するところみ——つまり貧困者への関与のひとつの形態——は、消極的義務概念によつては説明できないのではないか、ということである。この関与を超義務ではなく義務として考えようとするれば、それは積極的義務とよぶほかないものである。しかし、このような議論は、現在の世界秩序が貧困者にたいして加害的であるというポツゲの主張を退けるものではない。また、ポツゲの採用した基準線が無効であるということを意味するものでもない。

もつとも、本稿の議論が正当であるとすれば、それはポツゲ理論の説得性を一定でいど弱めてしまうかもしれない。その理由は、ポツゲの採用した基準線のうちに、生存権のような積極的義務によつて支えられる要素が含まれ

ているということではない。このことももちろん問題ではあるが、ここでの焦点ではない。むしろ、すでにふれたように、ポツゲの枠組みを共有しないかぎり、貧困者の存在に直面してもその貧困状況がみずからの責任によると証明されないなら、伝統的な消極的義務論の信奉者は貧困者への関与を拒みうるということが、その理由である。そうだとすると、伝統的な消極的義務論にたいしていかに応じるかということが、果たすべき重要な課題となる。

ポツゲそのひとは消極的義務論の問題構成を改訂することによって応答しようとしたわけである。だが、これまでの議論が示しているのは、ポツゲの問題構成そのものに、他者への関与という積極的義務が懐胎されており、その積極的義務ゆえに、伝統的な消極的義務論の信奉者はポツゲ的な問題構成を承認しない可能性があるということなのであった。とすると、つきつめてゆくべき問題は、関与の義務を正当化すること以外ではない。

翻つてかんがえるに、貧困状況におかれた者たちをよりましな状況へともたらそうとする試みに、つまり援助の試みに積極的義務がさまざまな水準で関係することは、ある意味で当然のことではないだろうか。たしかに積極的義務のみにもとづく援助論が弱点をかかえていることは、ポツゲが指摘するとおりである。しかし、ここではすべてを積極的義務に還元することが提言されているのではない。そうではなく、積極的義務の関与が不可避なのだとしたら、その位置を精確に見定める企てが必要だということである。本稿があきらかにしたかったのは、他者への関与という積極的義務の存在とそのありかなのであった。理想理論にさきだつて想定される関与の義務の存在があまりになつた以上、この義務が義務として正当化可能なのかどうかということが問われなければならないことになるだろう。おそらく、これはきわめてオーソドックスな問いである。ポツゲはそうした問いに取り組むことを避け、むしろ消極的義務概念のみにもとづく援助論を展開しようとした。しかし、ポツゲ理論の試みもふくめ、援助論を構築する試みにとつて、やはりこの問いに取り組むことは避けがたいことであろう。ポツゲの論考とその批判に寄りそうことによって、この課題の重要性がふたたび確認されたのである。

〔注〕

- (1) 『世界的貧困と人権』からの引用は以下にもつづく。Pogge, Th., *World Poverty and Human Rights*, 2nd. ed., Polity, 2008. [邦訳、Th・ポッゲ『なぜ遠くの貧しい人々への義務があるのか——世界的貧困と人権』立岩真也監訳、生活書院、二〇一〇年]。同書からの引用にちかづいては、WPHRと略記する。本書の書名について、本稿では原題を直訳し『世界的貧困と人権』と表記する。
- (2) こんにちは、たとえばノージック流のリバタリアニズムが貧困者への援助を慈善として位置づけるだろう。Cf. Nozick, R., *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books, 1974, p.ix. [R・ノージック『アナーキー・国家・ユートピア——国家の正当性とその限界』島津格訳、木鐸社、一九九六年、一頁以下]。
- (3) シューによると、¹ つぎのような区別がある。消極的義務と積極的義務、完全義務と不完全義務、一般的義務と特殊の義務。Cf. Shue, H., “Mediating Duties,” in *Ethics: An International Journal of Social, Political, and Legal Philosophy*, 98(4), 1988, p.688.
- (4) Singer, P., “Famine, Affluence, and Morality,” in *Philosophy and Public Affairs*, 1:3 (Spring 1972) reprinted in Pogge, Th. and Horton, K. eds., *Global Ethics: Seminal Essays*, Paragon House, 2008.
- (5) ポッゲの文脈では、援助という表現は不適切であろう。これからみるように、世界的貧困の解決は、豊かな国に住む者たちが加害の防止と補償としてなすべきだからであって、人道主義などの根拠にもとづいた他者の支援という意味での援助とは異なるからである。とはいえ、用語の経済を目的として、ここでは援助という語を用いる。
- (6) Jaggar, A. ed., *Thomas Pogge and His Critics*, Polity, 2010, p.II.
- (7) Th・ポッゲ「現実的な世界の正義」児玉聡訳、『思想』九九三号、二〇〇七年、一〇一頁。
- (8) ポッゲには多様な批判がむけられている。はたして、貧困はこうしたグローバル制度によって引き起こされているのか、わたしたちは「加害」的であるといえるのか等々。こうした疑問にたいして、ポッゲも精力的にその批判に応答している。そうした応酬の代表的なものとして、以下を参照。Jaggar, *op. cit.*
- (9) WPHR:25 [五一頁]
- (10) ポッゲ「現実的な世界の正義」一〇四頁。私見によれば、この基準線の一貫性の欠如よりも、この基準線の採用を

正当化する作業の欠如のほうが問題含みである。さきに引いたように、ポツゲは、最低限の人権がこんにち国際的に受けいられているという事実に訴えているにすぎず、すくなくとも『世界的貧困と人権』においてはこの正当化の作業がおこなわれていないように思われる。だから、なぜこの基準線が採用されなければならないのかという反論が可能となる。

- (11) WPHR57〔九四頁〕
- (12) ポツゲ「現実的な世界の正義」一一〇頁。
- (13) WPHR72〔一一八頁〕
- (14) J・ガルトゥング『構造的暴力と平和』高柳先男他訳、中央大学出版部、一九九一年、一二頁。
- (15) ポツゲ「現実的な世界の正義」一〇二頁。
- (16) 同論文、一〇四頁。
- (17) Cf. Lichtenberg, J., "Are There Any Basic Rights?" in Beitz, Ch. R. and Goodin, R. E. eds., *Global Basic Rights*, Oxford University Press, 2009, p.82. なお、項目の順番はリクテンバーグがもともと記した順番とは異なっている。
- (18) リクテンバーグが明示的にこのように記しているわけではないが、論点の明確化のためにこのように補足する。
- (19) Cf. Shue, H., *Basic Rights: Subsistence, Affluence, and U. S. Foreign Policy*, 2nd. ed., Princeton University Press, 1996.
- (20) Caney, S., *Justice Beyond Border*, Oxford University Press, 2005, p.114.
- (21) Tan, K. C., "Rights, Harm, and Institutions," in Jaggar, A. ed., *Thomas Pogge and His Critics*, Polity, 2010.
- (22) なお、(11)で積極的義務の混入としようとき、それは前節において触れた批判⑤とは異なっている。つまり、基準線のうちに生存権的な要素が含まれているということが問題となっているのではない。すべてのちにみるように、(11)で問題となるのは、他者へと関与すべきとする積極的義務のことである。
- (23) Tan, *op. cit.*, p.61. ()内の補足は引用者による。
- (24) *ibid.*, p.60.
- (25) *ibid.*

- (26) *ibid.*, p.61
- (27) Pogge, Th., "Responses to the Critics," Jaggat, A. ed., *Thomas Pogge and His Critics*, Polity, 2010, pp.192-196.
- (28) *ibid.*, p.195.
- (29) この点は、井上達夫も触れている。「ポッゲの応答は、彼の消極義務論は単に積極義務論と並存可能であるというだけでなく、後者に依存しているのではないかという疑念を払拭するには十分とは言えない」。井上達夫『世界正義論』筑摩選書、二〇一二年、二二四頁。
- (30) Pogge, *op. cit.*, p.196.
- (31) 井上達夫、前掲書、二二三頁。
- (32) 同書、二二六頁。